

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年7月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	宍粟市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/kikakusomu/tiikisouseika/tantoujyouhou/mynumber_00/1477622244359.html

執行機関名 宍粟市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宍粟市少子化対策事業助成条例(平成19年宍粟市条例第9号)による乳幼児等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宍粟市個人番号の利用等に関する条例(平成27年宍粟市条例第33号)別表第1の1の項 宍粟市少子化対策事業助成条例(平成19年宍粟市条例第9号)による乳幼児等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	宍粟市少子化対策事業助成条例(平成19年宍粟市条例第9号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、少子化に対処するための施策(以下、「少子化対策事業」という。)を行い、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、未来に夢と希望がもてる宍粟市の実現を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宍粟市少子化対策事業助成条例施行規則(平成19年宍粟市規則第7号) 宍粟市乳幼児等医療費助成事業実施要綱